

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年3月16日（平成30年（行個）諮問第43号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行個）答申第167号）

事件名：本人からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿の一部訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成26年4月3日，同年5月9日）」（以下「本件事績管理簿」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，その一部を不訂正とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し，平成28年11月11日付け金総第8542号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について，審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容はおおむね別紙のとおり。）のとおりに訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人は，審査請求書の記載によると，要旨，金融庁は開示請求に対してねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白である点等を理由として審査請求に及んだものと解される（詳細は省略）。

なお，審査請求人から，平成30年4月1日付け（同月2日收受）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出されたが，諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており，その内容は記載しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が，処分庁に対して行った平成28年10月14日付け及び同月15日付け保有個人情報訂正請求（いずれも同月17日受付。以下，併せて「本件訂正請求」という。）に関し，処分庁が，法30条1項に基づき，同年11月11日付け金総第8542号において本件訂正請求に係る保有個人情報の一部を不訂正とした処分（原処分）をしたところ，これに対し審査請求があったが，以下のとおり，原処分を維持すべきものと思料する。

## 1 本件訂正請求に係る保有個人情報について

### (1) 本件訂正請求の概要

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年6月27日付け金総第4903号により開示決定を受けた、「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成26年4月3日、同年5月9日）」（本件事績管理簿）に記載された保有個人情報の一部について訂正を求めるものである。

### (2) 本件事績管理簿について

ア 金融庁では、金融行政一般について職員及び広く外部から政策提言を募るため「大臣目安箱」という政策提言受付窓口を設置していたところ、大臣目安箱に寄せられた意見・要望等の申出は、金融サービス利用者相談室においてその内容等を事績管理簿に記録するとともに、関係部署等にも回付するなどしていた（なお、現在は「金融行政モニター受付窓口」及び「金融行政ご意見受付窓口」に統合。）。

イ 本件においては、審査請求人から大臣目安箱に対して、金融行政に対する意見・要望等が複数回にわたって寄せられており、相談室においてその申出内容や処理状況等を本件事績管理簿に記録したものである。

### (3) 本件訂正請求の対象

本件事績管理簿には、審査請求人の申出内容に係る下記アの事項が記載されているところ、本件訂正請求は、総合すると、下記イの事項（本件対象保有個人情報）について訂正を求めたものと解される。

#### ア 本件事績管理簿の記載事項

①日別一連番号、②管理番号、③担当者、④年月日、⑤受付時刻、⑥応接時間、⑦受付方法、⑧類型、⑨相談等対象先、⑩相談者情報、⑪商品・業務等区分、⑫要因、⑬相談内容の概要、⑭対応内容、⑮相談内容の金融機関への伝達についての意思承諾に係る内容

#### イ 審査請求人が訂正を求める事項（本件対象保有個人情報）

④年月日、⑩相談者情報（このうち「性別」欄）、⑬相談内容の概要、⑭対応内容

## 2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、⑩（相談者情報のうち「性別」欄）については訂正する一方、その余の事項についてはこれを訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は概ね次のとおりである。

ア 本件訂正請求に係る保有個人情報の利用目的は、金融サービス利用者相談室において受け付けた相談等の内容を記録し、金融機関の検査・監督等（金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒア

リング等)で有効に活用するためである。

イ 事績管理簿の記載項目のうち、⑩、⑬及び⑭以外の事項は、「保有個人情報」に該当しないことから、法29条において規定されている保有個人情報の訂正義務の対象になり得ないため、訂正決定を行うことはできない。

ウ 本件対象保有個人情報のうち、⑩(相談者情報のうち「性別」欄)については、事実でないことが判明したため訂正を行うこととした。

エ 本件対象保有個人情報のうち、⑬(相談内容の概要)及び⑭(対応内容)については、一部に「保有個人情報」に該当するものがあるが、金融機関の検査・監督等を遂行する上での参考資料とすることを目的とするものであることを踏まえると、担当した相談員が相談者との対応内容を逐語的に記載することまで求められているものではなく、相談内容や処理の経過を概括的に把握できるものであれば足り、担当相談員において相談者との応答内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。したがって、記載内容について、訂正請求者が重要な事実であると考えられる内容が記載されていなかったり、訂正請求者の意に沿わない表現が用いられたりしたとしても、上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実でないとはいえないため、法29条の「訂正請求に理由があるときと認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

### 4 原処分の妥当性について

#### (1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

そして、本件対象保有個人情報④(年月日)は、審査請求人からの申出を受け付けた年月日が、⑬(相談内容の概要)は、相談員が審査請求人から聴取した申出内容の概要が、⑭(対応内容)は当該申出に対する対応内容の概要が、それぞれ記録されている保有個人情報であって、いずれも法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

#### (2) 訂正の要否について

ア 審査請求人は、同人が相談室に申し出た相談内容と本件事績管理簿の内容等が異なることから、処分庁は、本件事績管理簿の「相談内容の概要」や「対応内容」等の記載を、本件訂正請求のとおり全面的に

訂正すべきであると主張しているようである。

イ しかし、審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報、相談室が審査請求人から聴取した当該申出内容の概要や当該申出内容に対応した当該申出内容に対する相談員の対応内容の概要等が記載されたものであるところ、本件事績管理簿が最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと認められる。

そうすると、その記載内容については、審査請求人が重要な事実であると考えられる内容が記載されていなかったり、審査請求人の意に沿わない表現が用いられていたりしたとしても、本件事績管理簿の上記目的に反しない範囲での要約といえる限り、事実でないとはいえないため、法29条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

そこで検討すると、審査請求人は、その相談内容や対応内容等について、その経緯や申出内容等が正確性を欠くことなどを指摘してその訂正を求めていると解されるところ、当該部分の記載は、本件事績管理簿の目的の範囲内での記載での要約と認められ、訂正をしなければ上記目的に反するとまではいえないことから、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められず、審査請求人の主張は失当である。

審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

## 5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年3月16日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月2日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年12月13日   | 審議                |
| ⑤ | 平成31年1月10日 | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年6月27日付け金総第4903号の開示決定に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について、別紙のとおり訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求のうち、「性別」欄の記載については、訂正請求に理由があるとして訂正したが、その余の部分については、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおり訂正をするよう求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

- (1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、行政機関等の「評価・判断」には及ばないと解される。
- (2) まず、本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。
- (3) 次に、訂正請求の対象が法27条1項の「事実」に該当するか否かを検討する。

当審査会において、諮問書に添付された本件事績管理簿を確認したところ、本件事績管理簿には、審査請求人が大臣目安箱に複数回にわたって寄せた意見・要望等の申出について、相談室が審査請求人から聴取した申出内容の概要や対応した相談員の対応内容の概要等が記録されており、このうち、本件不訂正部分は、それぞれの意見・要望等につき、審査請求人からの申出を受け付けた「年月日」（以下「年月日欄」という。）、「相談内容の概要」（以下「相談内容の概要欄」という。）及び相談員の「対応内容」（以下「対応内容欄」という。）についての記載事項であることが認められ、いずれも審査請求人が大臣目安箱に対して行った申出内容に基づく情報が記載されているものと認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

## 3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情

報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

(2) 年月日欄について

ア 審査請求人は、年月日欄の記載内容について、審査請求人が情報を送った日付に訂正すべきである旨主張する。

イ 年月日欄の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

年月日欄は、担当相談員が処理した日付を記載するものであり、具体的には、電話対応を行ったものについてはその対応を行った日付を記載し、文書（ウェブサイト、FAX及び郵送）による相談等については、事績管理簿を作成した日付を記載する運用としている。

ウ 上記イで諮問庁が説明する当該欄の記載の仕方を前提とすれば、本件事績管理簿の年月日欄は、事績管理簿を作成した日付を記載するものであって、相談者が情報を送った日付を記載するものではなく、審査請求人の上記アの主張は、事実と反する情報の訂正を求めるものではないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するという事はできない。

(3) 相談内容の概要欄及び対応内容欄について

ア 諮問庁は、上記第3の4(2)イのとおり、本件事績管理簿が、最終的には金融機関の検査・監督等を行う上での参考とすることなどを目的とする書類であることに鑑みると、相談内容や対応内容等に関する記載については、審査請求人の申出をそのまま記載することまで求められているものではなく、申出内容や対応内容等を概括的に把握できるものであれば足りるのであって、処分庁において申出内容や対応内容等を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されている旨説明する。

イ 金融庁は、金融庁設置法4条に基づき金融機関の監督等を行うこととされている。そして、監督の在り方等について定めた「総合的な監督指針」においては、金融監督に対する基本的な考え方として、「金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。」と定め、監督に係る事務処理上の留意点として「相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報

提供を行うこととする。」と定めている（11-2-2）。

このような制度の下で、金融庁は相談・苦情等で得た情報を金融機関に情報提供し、それに対する金融機関からの回答を得るなどして、金融庁設置法に基づく監督を行っているものである。そして、このような監督の在り方を前提とする限り、金融機関に対する情報提供は、相談者の相談内容を概括的に把握できる内容を記載して行えば足りるのであって、担当職員において当該相談内容を端的に要約するなどして記載することは当然に許容されているものと考えられる。

ウ 審査請求人は、開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため別紙のとおりの訂正を請求すると主張する。

そこで、当審査会において、本件事績管理簿と審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書を対比して確認したところ、本件事績管理簿の相談内容の概要欄及び対応内容欄には、おおむね審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書に記載された内容が、監督指針の趣旨に反しない範囲で要約されて記載されていることが認められ、記載内容の一部については、必ずしも正確とはいえない記載も認められるものの、相談内容の概要欄及び対応内容欄の文章全体としては、訂正する必要は認められない。

エ したがって、当該部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を不訂正とした決定については、不訂正とされた部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

趣旨 開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため訂正を請求する。

過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

理由 記録のねつ造と改ざん、消去が明白であるため情報の削除と追加と訂正を請求する。

（中略）

開示請求に対して、開示する情報をねつ造している。

（中略）

私の性別は女である。性別が「その都度」違うことはない。個人情報も同一である。過去に遡り個人情報が一致しないように改ざんをした事績管理簿を開示しているが違法である。

応接録を作成した〇〇（姓の漢字）相談員の作成した次男（〇〇〇〇（氏名の漢字））の事績管理簿（金総第2767号 平成28年4月22日付）では私は母、母親であり、性別は女であることは明白である。

〇〇（姓の漢字）相談員は平成26年3月13日大臣目安箱に電話した次男に、お母様（私）が何度も相談しているので提言は出来ないと言った。最初から私の性別を女であることを知っていた。

同じ相談員が作成した応接録の性別が違う。

その都度個人情報が違う事績管理簿が存在していることは違法である。

もともと〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）。性別 女だった事績管理簿を改ざんして開示しているが違法である。

特定会社Aの立入検査実施中の平成26年1月9日には、私の相談している銀行を特定会社A（合併前） 特定支店から、特定会社B 特定支店に改ざんしていた。

特定会社Aの立入検査実施中に、私の個人情報が一致しないように、過去に遡り記録の改ざんを行った。動機も目的も明確な犯罪である。

（以下は事績管理簿の日付）

（中略）

平成26年4月3日 〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）。性別 男

平成26年5月9日 〇〇〇〇〇 〇〇〇（氏名のカナ）。性別 男

（中略）

平成26年4月3日と平成26年5月9日は〇〇（姓の漢字）相談員が作成。

〇〇（姓の漢字）相談員が作成した次男の平成26年3月13日の事績管理簿《140313-8》では私は母、母親になっている。

（中略）

〇〇（姓の漢字）相談員が作成した私の平成26年4月3日と平成26年5月



9日の事績管理簿（金総第4903号 平成28年6月27日付）では、私の性別は、また男になっている。個人情報が変わるような出来事は何も無かった。  
（中略）

性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が違えば別人である。金融庁は別人として検査をしたことにするために、「同一である個人情報」を過去に遡って繰り返し改ざんした。信義誠実の原則・禁反言の原則に違反している。

（中略）

開示請求に対して一部の応接録しか開示しないようにするために、事績管理簿の年月日を改ざんしている。

事績管理簿を、開示請求に対してねつ造して開示している。

特定できない事績管理簿を作成している時点で違法である。送った情報と事績管理簿の日付が違う。

開示請求に対して保有が確認できないと嘘をついている。

〇〇（姓の漢字）相談員の返答（平成26年4月3日付と平成26年5月9日付）に対応した事績管理簿だけが保有が確認できたことにしている。

「相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管する」とある。情報を送った日付で事績管理簿を作成している。

〇〇（姓の漢字）相談員は、事績管理簿は、月別になっていてすべての事績管理簿が確認できるといっている。そもそも〇〇（姓の漢字）相談員は、私の相談回数は6回あります。伝達回数は3回ありますと次男に教えてきており、相談回数と伝達回数が何回あるのか把握できるようになっている。

事績管理簿は体系的に記録・保管している。保有が特定できない事績管理簿が存在していることは違法である。

大臣目安箱に送った情報のうち事績管理簿の開示した内容から「2014年4月3日付、5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対応する金融サービス利用者相談室の応接録」（金総第4903号 日付：平成28年6月27日）は

（2）大臣目安箱に金融庁のウェブサイトを経由して送信された文書

2014年3月27日付《140403-15》

2014年3月31日付《140403-17》

2014年4月23日付《140509-13》

（3）大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

2014年4月23日付《140509-12》

の事績管理簿である。

事績管理簿の年月日を送った日付に訂正するように申し立てる。

《140403-15》140327

《140403-16》140331

《140403-17》140331

《140509-12》140423

《140509-13》140423

(中略)

2014年5月9日付で金融サービス利用者相談室から郵送された文書に対して、2014年5月22日付で情報を送っている。

相談内容は、相談員と上司が嘘をついて騙した。嘘をついて騙して代理人に仕立て上げた。

伝達回数が3回から1回になっている。

「金融庁の文書管理等のあり方に関する情報」と法令等遵守の疑義に関する情報である。

特定会社Aの法令等遵守と顧客対応に関する情報である。

金融庁に対して繰り返し事実確認を求めている。代理人は無効である。記録の改ざんは無効であると申し立てている。

当事者である〇〇(姓の漢字)相談員が対応を続けてくることに対して、繰り返し事実確認を求めている。代理人は無効である。記録の改ざんは無効であると申し立てている。

情報が無いことは証拠隠滅である。

(中略)

当日、応答録を作成していると言っている。

2014年5月9日付で〇〇(姓の漢字)相談員の送ってきた文書の他に全国銀行協会のホームページを印刷した資料が同封されていた。

全国銀行協会のホームページを印刷した資料の印刷日が、2014年4月24日であることから、受付は情報を送った日付でしている。

(中略)

〇〇(姓の漢字)相談員の返答(平成26年4月3日付と平成26年5月9日付)に対応した事績管理簿だけが保有が確認できたことにしている。

開示請求に対して一部の応接録しか開示しないようにするために、事績管理簿の年月日を改ざんしている。

事績管理簿を、開示請求に対してねつ造して開示しているが訂正するように申し立てる。

(中略)

【関連事績】すべての訂正

《131202-13》《140109-10》《140314-13》と《140317-8》(2014年3月17日の〇〇(姓の漢字)さんの応接録)を追加するように申し立てる。

2014年1月9日の事績管理簿《140109-10》の性別は、女である。事績管理簿の性別を男にして開示するために、2014年1月9日の事績管理

簿《140109-10》を【関連事績】に載せていない。追加するように申し立てる。

2013年12月2日の相談回数を2回と嘘をついた。相談回数が増減している。2013年12月2日の相談回数が2回から3回になったと送った情報に対して2013年12月2日の3回目の相談《131202-13》を【関連事績】に載せていない。追加するように申し立てる。

《140314-13》（2014年3月14日の〇〇〇〇(姓のカナ)さんの応接録)と《140317-8》（2014年3月17日の〇〇(姓の漢字)さんの応接録)は事績管理簿が存在しているのに、【関連事績】に載せていない。追加するように申し立てる。

(中略)

類型は金融庁に対する、情報提供または、相談・質問である。

法令等遵守と文書管理に対する苦情である。

すべての対応内容の訂正

〇〇(姓の漢字)相談員と上司の非違行為を法令等遵守調査室に回付しなかった。

文書管理等のあり方に関する苦情を、法令等遵守調査室に回付しなかった。

事実確認に応じなかったが違法である。

相談員の送った文書内容の全文が事績管理簿に記載されていない。

(金総第6406号 平成28年8月12日付)金融サービス利用者相談室〇〇(姓の漢字)相談員からきた返答

(文書日付は以下のとおり)

2014年4月3日

2014年5月9日

送ってきた文書の全文が載っていないければ、どんな対応をしたのか分からない。証拠隠滅であり違法である。

対応内容に返答の全文を載せるように訂正

(中略)

《140403-16》と《140403-17》の対応内容の訂正  
代理人は無効であるとの申立てを無視した。金融サービス利用者相談室長は事実確認に応じなかった。当事者である〇〇(姓の漢字)相談員が対応を続けた。2014年4月3日の返答は、「代理人〇〇〇〇(氏名の漢字)」宛に送っていることを記載していない。

《140509-12》と《140509-13》の対応内容の訂正  
代理人は無効であるとの申立てを無視した。金融サービス利用者相談室長は事実確認に応じなかった。当事者である〇〇(姓の漢字)相談員が対応を続けた。代理人は無効であるとの申立てに対して、当事者である相談員が取り消すと返答してきた。

全国銀行協会のホームページの金融ADR等を印刷した資料の送付をしてきた。資料を送ったと記載していないことは違法である。

代理人は無効であるとの申立てに対して返答していない。

(中略)

対応内容が嘘である。ご相談の件についてでは対応内容が分からない。

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

上から4行目(空白は含めない)

金融行政一般に関するご提言 金融庁の対応について異議申し立てをします  
異議が意義になっている。

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年4月23日付《140509-12》

上から30行目

私の相談日は「2013年12月2日」が抜けている。

FAXで送った文字に誤字、文書の抜けがあるが、FAXとウェブ上から送った文書の内容は、文字制限の都合でウェブ上から送った文書とFAXでは内容が多少違うほぼ同じである。

ウェブ上から送った文書は送った情報(データ)を、そのままコピーして記載している。

FAXで送った文書に誤字、文書の抜けがあるのは、きわめて不自然である。開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことを認めた上で、訂正するように申し立てる。

送った情報の日付と違う事績管理簿を作成している。

個人情報とその都度違う事績管理簿が存在していること自体違法である。

(中略)

事績管理簿と伝達を過去に遡りねつ造・改ざん・消去している。

基になる通話内容を開示せずに、無茶苦茶な改ざんとねつ造をしている。

大臣目安箱に送った「文書」は、内容の改ざん・ねつ造・消去ができないから、存在している事績管理簿の情報を開示しないで、情報を消去しているが違法である。

(2) 大臣目安箱に金融庁のウェブサイトを経由して送信された文書

2014年3月27日付《140403-15》

2014年3月31日付《140403-17》

2014年4月23日付《140509-13》

(3) 大臣目安箱にFAXで送信された文書

2014年3月31日付《140403-16》

2014年4月23日付《140509-12》

の事績管理簿だけを開示しているが恣意的な開示を行うことは違法である。